

収納代行などとして違法な収益の回収を持ち掛ける事業者にご注意ください

インターネットカジノや日本では承認されていない海外医薬品の販売、実体のない出会い系サイトなど、違法行為や詐欺につながる取引を行う犯罪者等が、事業者をかたって犯罪収益の回収を企業や個人に収納代行などの名目で委託するケースが発生しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収などに利用した場合、違法行為につながる資金受取に口座が利用されたことになるため、当組合はその口座を凍結する場合があります。また、口座に入金される資金の内容が確認できない場合、お客様との継続的な取引をお断りする場合があります。

【手口の特徴】

1. 「振込でお金が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託元に振込むだけでよい」などと説明される。
2. 委託元から、前提となる取引（商品・サービス等）の内容について、詳しい説明がない。

【被害に遭わないために】

1. 口座に入る資金が、こういった取引（商品・サービス等）の対価なのか分からない業務は引き受けしないでください。
2. 委託元に取引の詳細について開示を依頼してください。また、開示を受けた後に、インターネットなどでその委託元が本当に実在するのか、委託元の事業が日本の法律に反する点はないか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認してください。（委託元のホームページ確認のほか、「商品名（サービス名）＋収納代行」などでも検索し、不審な情報がないか調査してください。）
3. 「収納代行」に限らず、「振込・送金代行」や「口座を貸すだけ」などの勧誘も違法行為につながる可能性があります。このような勧誘には絶対に応じないでください。

空知商工信用組合